

○総務省令第五十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣 片山 善博

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十八号様式の十一備考2中「~~一般放送事業者~~」を「~~基幹放送事業者~~」（公職選挙法第150条第1項に規定する~~基幹放送事業者~~をいう。以下同じ。）」に改め、備考6中「~~一般放送事業者~~」を「~~基幹放送事業者~~」に改める。

附 則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。